

社会福祉法人徳和会 桜ヶ丘ショートステイセンター運営規定

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人徳和会が経営する桜ヶ丘ショートステイセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業・介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 桜ヶ丘ショートステイセンター
- 二 所在地 春日市桜ヶ丘四丁目28番地1 （特別養護老人ホーム桜ヶ丘内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に当たるものとする。また、管理者は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行う。

- 二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う

三 介護職員又は看護職員 14名以上

介護職員又は看護職員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。

四 医師 1名（非常勤）

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

五 管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

六 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

七 調理員 株式会社魚国総本社へ委託する。

調理員は、利用者の栄養並びに身体の状況を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は11人とする。

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 一 食事サービス
- 二 入浴サービス
- 三 排泄サービス
- 四 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- 五 日常動作訓練
- 六 健康チェック
- 七 送迎

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用

食事代1日当たり 1,500円		
朝食代 400円	昼食代 600円	夕食500円

利用者が利用料の減免の認定を受けているときはその認定に基づく支払いを受けるものとする。（別途、間食費用100円）

二 滞在に要する費用（1日当たり）

利用者負担	第4段階	第3-②段階	第3-①段階	第2段階	第1段階
ユニット型 個室	2,066円	1,370円	1,370円	880円	880円

三 貸テレビ 1日100円

四 電気器具持込料 1日50円

五 通常の送迎の実施地域以外の居宅を訪問して行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に要した交通費は事業所から1km毎に20円を徴収する。

六 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが相当と認められる費用

3 前項費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けるとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、春日市・福岡市（中央区・博多区・城南区・南区の4区）・大野城市・那珂川市の区域とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第8条 利用者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

- 一 努めて健康に留意すること。
- 二 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 三 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 四 その他管理者が定めたこと。

（緊急時における対応方法）

第9条 従業者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

(利益供与等の禁止)

第11条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者・その他家族と利用者本人に対し、要介護被保険者に他のサービスの紹介等をするものの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者・その他家族と利用者本人から、利用終了等の紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(身体拘束の廃止)

第13条 従業者は、短期入所生活(介護予防短期入所)介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には利用者の家族等に対する説明を行い、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(苦情処理)

第14条 利用者やその家族から苦情等に迅速かつ適切に対応する為に、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。又、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理する為に講ずる処置の概要」による。

(衛生管理対策)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第16条 事業者は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- (1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合。
- (2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される時。

- ① 第5条に定める利用定員を超える場合。
- ② 第7条に定める通常の事業の実施地域以外の利用者で送迎等に対応できない場合。
- ③ 利用者が正当な理由がなく指定短期入所(介護予防短期入所)生活介護の利用に関する指示に従わない為、サービスの提供が出来ない場合。
- ④ その他正当な理由により受けられないと判断した場合。

2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者には不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)に通知することとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人徳和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
※ 特養併設型とし、人数は特養との計を表記する

附 則

この規程は令和4年 3月 1日から施行する。